

## 東日本大震災に係る平成29年3月以降の取扱いについて

### ○協会における3月以降の一部負担金等の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	24/9/30	25/2/28	27/2/28	27/3/31		29/2/28	29/3/31	30/2/28	30/3/31	備考
一部負担金等 (療養費を除く)			原発事故関係			原発事故関係 (一部対象外)				健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 ※療養費の個人負担分、食費、居住費の個人負担分の免除は、特例法による措置であり、平成24年2月末で終了
健診・保健指導の費用			原発事故関係			原発事故関係 (一部対象外)				国からの協力要請により実施

① 一部負担金等の取扱いについては、原発事故に伴う警戒区域等の被災者の一部を除き、平成30年2月末まで免除を継続。

※ 以下の区域の上位所得者（標準報酬月額が53万円以上。以下同じ。）は、平成29年2月末までに免除を終了。

- ・旧緊急時避難準備区域
- ・特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定を受けていた区域
- ・平成27年度までに居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された区域

※ 平成28年度中に居住制限区域、避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者は、平成29年9月末で免除を終了。  
(但し、平成29年3月31日に解除された浪江町の区域は含まない。)

② 健診・保健指導の費用については、原発事故に伴う警戒区域等の被災者の一部を除き、平成29年度中の受診者を対象とした還付を継続。

※ 平成27年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域（楓葉町）の上位所得者については、還付対象としない。

※ 平成28年度中に居住制限区域等の設定が解除された地域の上位所得者は、一部負担金等の免除は平成29年9月末までとなるが、健診・保健指導の費用については、平成29年度中の受診者は一律に還付対象とする。